

市営住宅の入居者を募集

受け付けは15日から29日まで

市では、市営住宅の入居者を次のとおり募集します。  
 申込資格は次の要件をすべて満たす人  
 続けて6カ月以上、市内に住所または勤務先がある人  
 同居しようとする親族がいること（高齢者・障害者世帯は一人でも可）  
 住宅に困っている人  
 所定の方法で算出した世帯の所得月額が20万円以下の人。なお、高齢者・障害者世帯については26万8,000円以下の人  
 市税を滞納していないこと  
 連帯保証人がいること



今回募集する北囲護台団地

募集住宅一覧表

団地名	構造	募集戸数	間取り	所在地
北囲護台	鉄筋5階建	3戸	3DK	囲護台1385-1
中囲護台	鉄筋3階建	1戸	3DK	囲護台2-3-1
南囲護台	木造2軒長屋	1戸	6, 4.5畳	囲護台1254-1
幸町	木造平屋建	1戸	6, 4.5, 3畳	幸町1040-3
内野	木造平屋建	2戸	6, 4.5畳	飯田町23-2
桜川	鉄筋4階建	2戸	6, 4.5, 3畳	三里塚248
桜川	木造平屋建	1戸	6, 4.5畳	三里塚248

（注）北囲護台、中囲護台を申し込むには、3人以上の世帯であることが必要です。  
 家賃は住宅の間取りや、世帯の所得額によって異なります  
 受付期間は6月15日（金）～29日（金）（土・日曜日を除く）  
 受付場所は営繕課（市役所5階）  
 6月15日（金）から営繕課で申込書を配布します。くわしくは同課（☎20 1552）へ。

樹木の管理

伸びすぎた枝はせん定を

青葉の茂る季節を迎え、木々の生育も活発な時期となりました。毎年、この時期になると、敷地から道路上へ樹木の枝が伸び、車道や歩道を覆っている光景をよく見かけます。  
 車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や歩行者の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

伸びすぎた枝をせん定するなど、所有者は適正な管理に努めてください。  
 くわしくは道路維持課（☎20 1551）へ。

公共下水道の使用

汚水管に雨水を流さないで

成田市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。汚水管に大量の雨水が流れ込むとポンプ場の排水能力をはるかに超え、道路上のマ

個人事業税

住宅貸付の特例措置が変わります

個人事業税は、県内に事務所または事業所を設けて、事業を営んでいる個人で、290万円を超える事業所得または不動産所得があった場合に課税されるものです。

- 第1種事業 物品販売業・製造業・請負業・不動産貸付業など...37業種
- 第2種事業 畜産業・水産業・薪炭製造業...3業種
- 第3種事業 医業・弁護士業・コンサルタント業・理容業など...31業種

平成13年度分から適用される不動産貸付業の取り扱いについて、次のとおり変更になりました。

アパート・マンション・貸間住宅などの貸し付けを行っている個人について、これまで特例措置として15室以上の貸し付けが個人事業税の課税対象となっていました。が、平成13年度（平成12年所得分）からこの特例措置が廃止され、10室以上の貸し付けも課税対象となります。

くわしくは県庁税務課（☎043 223 2116）へ。

今月の納税

◆市・県民税第1期分

○納期…6月16日（土）～7月2日（月）

この期間に1年分（第1期～4期まで）をまとめて納付すると前納報奨金が交付されます。なお、納税には便利な口座振替をご利用ください。

くわしくは税務課（☎20 1513）へ。

くわしくは下水道課（☎20 1553）へ。

# 相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

21日(木) 10時～3時

不動産相談 19日(火) 10時～正午

税務相談 19日(火) 10時～3時

外国人相談

28日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

市民よろず相談 16日(土) 1時～4時

会場 ユアエルム(公津の杜)Fセンタープラザ

商工観光課(電話は各相談場所へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 7月12日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 9時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 7月3日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 21日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)火・水・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

## がけ地整備に補助制度

### 500万円を限度に 事業費の半額を助成

これから大雨や長雨などで、がけ崩れが起きやすくなります。

市では、危険ながけ地によつて壁を設けたり、のり面(傾斜地)を整備したりする人に対して補助をしています。

対象となる事業

高さ(垂直)が5m以上のがけ地の整備

崩壊して家屋に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備

なお、宅地造成事業や宅地分譲宅地事業の一つとしての整備は対象となりません。

補助額 500万円を限度に、事業費の半額

補助額 500万円を限度に、事業費の半額



きれいに整備されたがけ地(宝田地区)

補助を受けるには手続きが必要ですが、着工する前に土木課に相談してください。くわしくは同課(☎20 1550)へ。

## 国民年金

### 保険料は便利な 口座振替で

国民年金の保険料は、市が発行する納付書で、毎月金融機関に行き納めることになっています。

気をつけているようでも、つい忘れがちになってしまつもので、これが度重なりと保険料も多額になり、滞納に結びついてしまつてあります。

そして、いざ年金が必要となつたときに、受け取ることができなかつたり、額が少なつたり、ということになりかねません。

そんなことにならないように、便利な口座振替にしてはいたががです。

毎月自動的に引き落とされ、納

め忘れもなく安心です。

市から送付された納付書と預金通帳・印鑑を持って、金融機関(郵便局を除く)へ申し込んでください。



手続きはお近くの金融機関へ

くわしくは保険年金課(☎20 1526)へ。

## 119番は緊急ダイヤル

### いたずら電話は 絶対にしないで

119番は、事故や急病人が発生したときに救急車を要請したり、火災や災害の通報に使つ番号です。

最近、携帯電話からのいたずらが特に多くなつています。1分1秒を争う緊急事態の中でのいたずら電話は、本当に119番を必要とする人に、大変な迷惑がかかるので絶対にしないでください。

なお、火災や事故の状況を知りたいときは、消防本部災害状況等案内(☎24 3838)へ問い合わせてください。

くわしくは消防本部通信指令課(☎20 1593)へ。